

第1回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月26日 午後2時30分から
- 2 開催場所 由仁町役場3階委員会室
- 3 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 土地の賃貸借解約通知について
(2件)
 - 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分2件)
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について
(農業委員会許可分1件)
 - 日程第6 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について
(3件)
 - 日程第7 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転7件、賃貸借9件)
 - 日程第8 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4 出席委員

1番 鷺見幸生	2番 杉本道哉	3番 川端 敦
4番 田中昭一	5番 高橋 智	6番 森長正徳
7番 西田勝敏	8番 佐藤弘之	10番 松田一博
11番 橋口善一郎	12番 青山佳代子	13番 奥野宏栄
14番 中道雅彦	15番 北川正則	

5 事務局説明員

局長 青木祐次	主査 鈴木 渉	主事 野島薫光
---------	---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願ひします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和6年第1回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願ひします。

議長 本日招集いたしました令和6年由仁町農業委員会第1回総
会の出席者は14名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第1回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規
定により私から指名いたします。
1番 鷺見委員、2番 杉本委員を指名いたしますが、ご
異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたしま
す。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思ひます
が、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』
 土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
 内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
 農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

 議案の2ページをお開きください。

 本件は、今後農地を売買するための賃貸借の解約2件であります。

 1番、貸主は栗山町字富士の■■■■氏、借主は同じく栗山町字富士の■■■■氏でございます。

 土地の所在は、山形248の1筆の田で、面積は426㎡です。

 議案資料の1ページをお開きください。

 『解約通知書』については、12月20日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日の12月20日に行われるものであります。

 議案の2ページにお戻りください。

2番、貸主は古山自治区の■■■■氏、借主は同じく古山自治区の■■■■でございます。

土地の所在は、古川 322-1 から東光 157 まで 6 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 60,409 m²です。

議案資料の 2 ページをお開きください。

『解約通知書』については、12 月 29 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日の 12 月 29 日に行われるものであります。

また、2 件とも 6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 議案第 1 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 1 号については、当農業委員会として通知書のとおり決定することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 1 号については、当農業委員会として通知書のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 4、議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査

議案第2号について、ご説明いたします。

本件は砂利採取事業及び砂利採取事業に係る運搬道路、表土堆積場の設置に伴う一時転用2件であります。

議案の4ページをお開きください。

1番ですが、こちらは、昨年7月に [REDACTED] で事業を完了した場所になりますが、今回は残りの部分を新たに砂利採取する案件となっております。

申請者は、土地所有者である東三川自治区の [REDACTED]

[REDACTED] 氏で、事業実施者は、長沼町字幌内の [REDACTED] です。

事業実施場所につきましては、東三川 1115 の1筆の畑で、転用面積は27,515 m²です。

転用期間は、令和6年2月26日から令和7年2月25日までです。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、議案資料の3ページ、4ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の5ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、町道山手線沿いの東三川地区にある、申請地と白線で囲まれた農地です。

議案の4ページにお戻りください。

2番ですが、こちらは、昨年8月に許可した砂利採取地の隣接地で、このあとの議案にも関連する案件となっております。

申請者は、土地所有者である川端自治区の [REDACTED]

[REDACTED] で、事業実施者は、札幌市北区の [REDACTED] です。

事業実施場所につきましては、川端 2022 の1筆の田で、転用面積は5,973 m²です。

転用期間は、令和6年2月26日から令和6年8月27日までで

す。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の5ページ、6ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の6ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、国道274号線沿いの川端地区にある、申請地と白線で囲まれた農地です。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、1月15日、書面で開催した農地部会において、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として可として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、可として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第3号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』

農地法第5条第1項の規定により許可を受けた農地等転用事業計画について、計画の変更承認申請書の提出があったので、承認するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査 本件は、砂利採取事業に伴う一時転用の計画変更申請1件であり、既に許可を受けた事業計画に変更が生じることから、事業計画変更の承認を受けようとするものです。

議案の8ページをお開きください。

申請者は、土地所有者である川端自治区の[REDACTED]、事業実施者は、札幌市北区の[REDACTED]です。

事業実施地につきましては、川端2022から2026の4筆の田・畑で、当初の転用面積は20,790㎡です。

変更理由ですが、現在隣接地において、砂利採取を行っている[REDACTED]の運搬道路を許可を受けて使用していましたが、令和6年2月末で砂利採取事業が完了することから、引き続きその運搬道路を使用するための変更となっております。

また、併せて砂利採取作業を効率よく実施するため、隣接地に表土堆積場を設けるための変更となっております。

変更の内容につきましては、運搬道路及び表土堆積場の設置に伴い、事業区域面積が5,973㎡の増となります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、1月15日、書面で開催した農地部会において、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、当農業委員会として申請内容のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、申請内容のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第4号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第4号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第4号について説明いたします。

本件は3件で、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、町長が農地保有合理化事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになります。

それでは議案 10 ページをお開きください。

1 番ですが、土地の所在は山柵 151-1 から 387 の 3 筆の田で、合計面積は 62,302 m²です。

あっせん申出者は、山柵自治区の■■■■氏です。

本件は 1 月 18 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、山柵自治区の■■■■氏、山柵自治区の■■■■氏、古川自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料 7 ページをご覧ください。

最初に、■■■■氏が事業参加者となる農地ですが、山柵地区の町道山柵線の東側にある、あっせん申出地①の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり■■■■円で、合計■■■■円です。

続いて、■■■■氏が事業参加者となる農地ですが、町道山柵線の西側にある、あっせん申出地②の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり■■■■円で、合計■■■■円です。

続いて、■■■■氏が事業参加者となる農地ですが、同じく町道山柵線の西側にある、あっせん申出地③の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり■■■■円で、合計■■■■円です。

議案 10 ページにお戻りください。

2 番ですが、土地の所在は山柵 409 から 434 までの 5 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 90,823 m²です。

あっせん申出者は、山柵自治区の■■■■氏です。

本件は 1 月 18 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、山柵自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料 8 ページをご覧ください。

農地は、町道山柵線の西側にある、あっせん申出地①から⑦の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、田が10aあたり [REDACTED] 円で、畑が10aあたり [REDACTED] 円で、合計 [REDACTED] 円です。

議案10ページにお戻りください。

3番ですが、土地の所在は古山322-1から323-1までの5筆の田で、合計面積は48,758㎡です。

あっせん申出者は、古山自治区の [REDACTED] 氏です。

本件は1月18日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ古山自治区の [REDACTED] 氏を予定しております。

議案資料9ページをご覧ください。

農地は、古山地区の町道北一線の北側にある、あっせん申出地①から⑤の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10aあたり [REDACTED] 円で、合計 [REDACTED] 円です。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第4号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第4号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 次に、日程第7、議案第5号『旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第5号『旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第5号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が7件、賃貸借が9件の農用地利用集積計画です。

利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の2月5日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案12ページをお開きください。

1番から7番については、所有権移転の案件です。

1番から3番については、12月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

4番と5番については、畑地化事業による公益財団法人北海道農業公社からの早期売渡しでございます。

6番と7番については、栗山町と由仁町の両町にまたがる農地で、栗山町であつせん調整された売買でございます。

1 番ですが、土地の所在は岩内 2158、2159 の 2 筆の田で、合計面積は 29,746 m²です。

売買価格は [REDACTED] 円で、譲渡人は北栄の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は岩内自治区の [REDACTED] 氏と、 [REDACTED] です。

2 番ですが、土地の所在は西三川 723 から 730 までの 4 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 28,088 m²です。

売買価格は、 [REDACTED] 円で、譲渡人は深川市稲穂町の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は西三川自治区の [REDACTED] 氏です。

以上で、議案第 5 号の 1 番と 2 番の説明を終わります。

議長 議案第 5 号の 1 番と 2 番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 5 号の 1 番と 2 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 5 号の 1 番と 2 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 議案第 5 号の 3 番を議題とする前に、会議規則第 10 条の関係から [REDACTED]、 [REDACTED] には退席していただき、議事を進めます。

[REDACTED]

議長 それでは、議案第 5 号の 3 番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 3番ですが、土地の所在は新光235から367までの7筆の田と1筆の畑で、合計面積は94,366㎡です。
売買価格は、■■■■円、譲渡人は下古山自治区の■■■■氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。
なお、事業参加者は山柵自治区の■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏です。
以上で議案第5号の3番の説明を終わります。

議長 議案第5号の3番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号の3番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号の3番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 議案第5号の3番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、■■■■に報告します。
それでは、議案第5号の4番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 4番ですが、土地の所在は熊本468-1から541-5までの6筆の田で、合計面積は71,023㎡です。
売買価格は、■■■■円、譲受人は、熊本自治区の■■■■、■■■■、令和元年度の5年タイプ事業で、譲受人の申し出により1年早期の売渡でございます。

5番ですが、土地の所在は西三川 99 から 105 までの 2筆の田と1筆の畑で、合計面積は 23,108 m²です。

なお、西三川 104 の地目が既に畑となっておりますが、水稻共済図において水田として位置づけされており、公社と協議した結果、畑地化事業の対象地となっていることから、今回売渡しを受けることになっております。

売買価格は、[]円で、譲受人は、東栄の []氏、令和5年度の5年タイプ事業で、譲受人の申し出により5年早期で、畑地化申請部分のみの売渡しでございます。

6番ですが、土地の所在は山形 246 から 249 までの3筆の田で、合計面積は 5,649 m²です。

売買価格は、[]円で、譲渡人は栗山町字富士の []氏で、譲受人は同じく栗山町字富士の []です。

議案資料 10 ページをご覧ください。

農地は、山形地区の栗山町との境界にある、あっせん申出地①から③までの白線で囲まれた農地です。

売買価格は、10a あたり []円となっております。

議案 12 ページにお戻りください。

7番ですが、土地の所在は山形 248 の1筆の田で、面積は 426 m²です。

売買価格は、[]円で、譲渡人は栗山町字富士の []氏で、譲受人は同じく栗山町字富士の []です。

議案資料 11 ページをご覧ください。

農地は、山形地区の栗山町との境界にある、あっせん申出地①の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、10a あたり []円となっております。

主事

議案 13 ページをお開きください。

8番以降については、賃貸借の案件です。

8番と9番については、11月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。

8番ですが、土地の所在は古川 42 から 895 の 11 筆の田で、合計面積は 58,748 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の [REDACTED] 氏です。

9番ですが、土地の所在は、古山 682-1 から 682-9 の 3 筆の畑で、合計面積は 17,350 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古山自治区の [REDACTED] です。

10番ですが、土地の所在は、山形 87 の 1 筆の田で、面積は 2,876 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、栗山町の [REDACTED] 氏、借主は、栗山町字富士の [REDACTED] で、新規の案件です。

11番ですが、土地の所在は、山形 567-1 から 569-1 までの 2 筆の田で、合計面積は 27,468.96 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、恵庭市恵み野の [REDACTED] 氏、借主は、山形自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

12番ですが、土地の所在は、古山 911 から 991 までの 18 筆の畑で、合計面積は 222,621.45 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、西三川自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

13番ですが、土地の所在は、古山 980 から 1032 までの 1 筆の田と 9 筆の畑で、合計面積は 83,024.23 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、田・畑ともに 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の■■■■氏、借主は、同じく古山自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

議案 14 ページをお開きください。

14 番ですが、土地の所在は、古山 1144 から 1162 までの 8 筆の畑で、合計面積は 82,523.93 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■ 円、年間 ■■■■ 円です。

貸主は、古山自治区の■■■■氏、借主は、同じく古山自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

15 番ですが、土地の所在は、西三川 1-1 から 7 までの 4 筆の畑で、合計面積は 61,469.99 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■ 円、年間 ■■■■ 円です。

貸主は、古山自治区の■■■■氏、借主は、東栄の■■■■氏で、新規の案件です。

16 番ですが、土地の所在は、山形 473-2 から 812 までの 6 筆の田で、合計面積は 26,545 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■ 円、年間 ■■■■ 円です。

貸主は、本三川自治区の■■■■氏、借主は、古山自治区の■■■■で、更新の案件です。

以上で、議案第 5 号 4 番から 16 番までの説明を終わります。

議長 議案第 5 号 4 番から 16 番までの内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 5 号 4 番から 16 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第5号4番から16番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長

次に、日程第8、議案第6号『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第6号『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について』

由仁町農業委員会は、農地制度の適正執行等、公正・公平な職務遂行について、法令遵守の徹底を図るため、次のとおり決議するものでございます。

(内容説明)

局長

農地転用に係る収賄や虚偽の申請等を行う農業委員の不祥事が令和元年に連続して発生しまして、同年に開催されました全国農業委員会会長代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されましたことから、全国の農業委員会においても法令遵守の申し合わせの決議を毎年度1回以上行うこととなったものです。

決議内容について、読み上げます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、次の事項について、ここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和6年1月26日 由仁町農業委員会
以上になります。

ただ今、読み上げました決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を行っていくうえで、由仁町農業委員会として法令遵守の徹底を図っていくものといたします。

決議についてよろしくお願ひします。
以上で議案第6号の説明を終わります。

議長 議案第6号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第6号については、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の内容にご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第6号については、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議のとおり皆様、法令遵守を徹底するようよろしくお願ひします。

おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 15時30分)

議事録署名委員

1番 鷲見幸生 (印)

2番 杉正道 (印)